

保険会社向けの総合的な監督指針 本編 (新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>Ⅱ-2-1-3 変額年金保険等の最低保証リスクについて</p> <p>Ⅱ-2-1-3-1 保険料積立金の積立</p> <p>(1) 標準的方式</p> <p>標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件（平成 8 年 2 月 29 日大蔵省告示第 48 号。以下、Ⅱ-2-1-3 において「責任準備金告示」という。）<u>第 5 項第 1 号</u>の規定により、最低保証に係る保険料積立金（以下、Ⅱ-2-1-3 において「保険料積立金」という。）の積立方式として標準的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 割引率として、標準利率（<u>責任準備金告示第 4 項</u>に規定する率。(2)③において同じ。）を使用しているか。</p> <p>④ 期待収益率及びボラティリティとして、<u>責任準備金告示第 5 項第 1 号ニ</u>に規定する率を使用しているか。また、<u>同三</u>列記以外の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理的に定められたものとなっているか。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(2) 代替的方式</p> <p>保険料積立金の積立方式として代替的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 期待収益率及びボラティリティ（<u>責任準備金告示第 5 項第 1 号ニ</u>に列記するものに限る。以下、<u>Ⅱ-2-1-3-1④</u>において同じ。）は、<u>同三</u>に定めるものを使用する場合を除き、標準的方式により計算される責任準備金の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、次のア. からウ. までの条件</p>	<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>Ⅱ-2-1-3 変額年金保険等の最低保証リスクについて</p> <p>Ⅱ-2-1-3-1 保険料積立金の積立</p> <p>(1) 標準的方式</p> <p>標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件（平成 8 年 2 月 29 日大蔵省告示第 48 号。以下、Ⅱ-2-1-3 において「責任準備金告示」という。）<u>第 14 項第 1 号</u>の規定により、最低保証に係る保険料積立金（以下、Ⅱ-2-1-3 において「保険料積立金」という。）の積立方式として標準的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 割引率として、標準利率（<u>責任準備金告示</u>に規定する<u>予定利率</u>。(2)③において同じ。）を使用しているか。</p> <p>④ 期待収益率及びボラティリティとして、<u>責任準備金告示第 14 項第 1 号ニ</u>に規定する率を使用しているか。また、<u>同号ニ</u>列記以外の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理的に定められたものとなっているか。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(2) 代替的方式</p> <p>(略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 期待収益率及びボラティリティ（<u>責任準備金告示第 14 項第 1 号ニ</u>に列記するものに限る。以下<u>この④</u>において同じ。）は、<u>同号ニ</u>に定めるものを使用する場合を除き、標準的方式により計算される責任準備金の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、次のア. からウ. までの条件（邦貨建保険契約</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 本編 (新旧対照表)

現 行	改 正 案
<p>を満たすものとなっているか。同二列記以外の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理的に定められたものとなっているか。</p> <p>ア. ・イ. (略)</p> <p>ウ. 代替的方式によって計算される保険料積立金の額が、代替的方式において使用することとした計算基礎率（期待収益率及びボラティリティを除く。以下、<u>Ⅱ-2-1-3-1④ウ.</u>において同じ。）を基に標準的方式によって計算される保険料積立金の額と 10%以上乖離しないこと。ただし、代替的方式で使用することとした計算基礎率を標準的方式の計算式に反映できない等、代替的方式による計算結果と標準的方式による計算結果を単純に比較できない場合は、標準的方式に反映できない計算基礎率を除外して比較するなど、比較可能なレベルまで計算基礎率を絞り込んで比較して差し支えない。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅱ-2-1-3-2 ～ Ⅱ-5 (略)</p> <p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 保険商品審査上の留意点等</p> <p>Ⅳ-5 保険数理</p> <p>Ⅳ-5-2 責任準備金</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>以外の保険契約については、その特性に応じ、次のア. からウ. までの条件に準じた条件</u>を満たすものとなっているか。同号二列記以外の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理的に定められたものとなっているか。</p> <p>ア. ・イ. (略)</p> <p>ウ. 代替的方式によって計算される保険料積立金の額が、代替的方式において使用することとした計算基礎率（期待収益率及びボラティリティを除く。以下このウにおいて同じ。）を基に標準的方式によって計算される保険料積立金の額と 10%以上乖離しないこと。ただし、代替的方式で使用することとした計算基礎率を標準的方式の計算式に反映できない等、代替的方式による計算結果と標準的方式による計算結果を単純に比較できない場合は、標準的方式に反映できない計算基礎率を除外して比較するなど、比較可能なレベルまで計算基礎率を絞り込んで比較して差し支えない。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅱ-2-1-3-2 ～ Ⅱ-5 (略)</p> <p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 保険商品審査上の留意点等</p> <p>Ⅳ-5 保険数理</p> <p>Ⅳ-5-2 責任準備金</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>平成 8 年大蔵省告示第 48 号第 10 項表 1 に規定する米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約の対象利率の計算において、合理的な指標を参照することとしているか。なお、当分の間、ブルームバーグが提供する以下のインデックス指</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針 本編 (新旧対照表)

現 行	改 正 案
	<p>標を使用する場合は合理的な指標を参照しているものとして審査する。</p> <p>① <u>米国通貨建保険契約</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>10年社債平均利回り：米国社債 A 格 BVAL イールドカーブ 10年</u></li> <li>・ <u>20年社債平均利回り：米国社債 A 格 BVAL イールドカーブ 20年</u></li> </ul> <p>② <u>豪州通貨建保険契約</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>10年社債平均利回り：豪州社債 A 格 BVAL イールドカーブ 10年</u></li> <li>・ <u>20年社債平均利回り：豪州社債 A 格 BVAL イールドカーブ 20年</u></li> </ul>